

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十四号）の施行期日

は、平成三十一年五月一日とすること。